

平成25年10月28日

川島町長 高田康男 様

川島町情報公開及び個人情報保護審議会

会長 三井俊秀



個人情報の取扱いについて (答申)

平成25年9月27日付け川総発第1537号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

担当 総務課庶務・人権グループ 山崎・田中

## 答 申

### 1 審議会の結論

職務上請求書による戸籍等不正取得にかかる開示請求があった場合の情報の開示の範囲については、不正あるいは偽造された職務上請求書により個人情報が取られたものであり、その被害を最小限に食い止めるため、依頼者の氏名又は名称の開示の必要があると認められる。

なお、現在の条例では規定していない裁量的開示等の条文について、見直しを行うことが望ましい。

### 2 諮問の趣旨

諮問の趣旨は、川島町住民票の写し等が第三者に不正に取得された場合における本人通知実施要領（平成22年川島町告示第73号、以下「要領」という。）に基づき、戸籍等を不正取得された方（以下「被害者」という。）に対し、埼玉県比企郡川島町住民票の写し等交付通知（要領第1号様式）により、不正に通知された旨の通知をしたことにより、被害者が川島町個人情報保護条例（平成14年川島町条例第14号）第14条の規定に基づく開示請求をした場合に、依頼者氏名も含めて全部開示することについて、審議会の意見を聴こうとするものである。

### 3 審議会の判断

戸籍等の不正取得については、法務局その他行政機関からの通知、又は報道等により公にされていること等により、不正事実の確認・認定をしている。

また、職務上請求書を使用することで正規の手続きにより戸籍等の写しを取得できる士業が、職務上請求書の偽造その他不正な手段により戸籍等の写しを取得することは、依頼者についても正規の手続きにより戸籍等の写しを取得しがたい状況にあると推定できる。

当審議会は、被害者の権利利益の保護を図るため、被害者からの開示請求については、依頼者の氏名又は名称を開示する必要があると判断する。